

焼津市告示第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内に次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を次のとおり変更することについて、静岡県事務処理特例条例（平成11年静岡県条例第56号）の規定により告示する。

平成24年3月21日

焼津市長 清水 泰



あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域	面積
大字飯淵字港区2040番27地先から2052番1地先までの公有水面埋立地	大字飯淵字港区	2,145.12平方メートル

この写しは、焼津市公告式条例（昭和25年焼津市条例第8号）に基づき公示された原本と相違ないことを証明する。

平成24年4月16日

焼津市長 清水 泰

